

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成29年12月27日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 4号 事業計画変更申請について
- 議第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 平成30年度農作業賃金・機械作業料金について

報告事項

- 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第 3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第 4号 農地潰廃通報について
- 報第 5号 作付変更届について
- 報第 6号 農地法第3条の3第1項の届出について

出席委員 32名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 渡 邊 一 英 委員 | 2番 村 山 佐喜雄 委員 |
| 3番 嘉 藤 太加雄 委員 | 4番 藤 田 吉 則 委員 |
| 5番 栗 原 一 郎 委員 | 6番 野 崎 文 夫 委員 |
| 7番 五十嵐 秀 一 委員 | 8番 蒲 澤 正 委員 |
| 9番 大 桃 伸 之 委員 | 10番 眞 野 薫 委員 |
| 11番 坂 井 良 雄 委員 | 13番 原 正 利 委員 |
| 14番 羽 生 俊 昭 委員 | 15番 刈 屋 一 夫 委員 |
| 16番 佐 藤 満 委員 | 17番 捧 譽 委員 |
| 18番 内 山 清 委員 | 19番 佐 藤 裕 雄 委員 |
| 21番 阿 部 新一郎 委員 | 22番 阿 部 眞佐雄 委員 |
| 23番 田 邊 稔 委員 | 24番 阿 部 銀次郎 委員 |
| 25番 清 野 秀 作 委員 | 26番 星 野 英 治 委員 |
| 27番 内 山 敏 雄 委員 | 28番 渡 邊 勝 夫 委員 |
| 29番 熊 倉 睦 委員 | 30番 原 田 勝 委員 |

31番 小林 茂 宏 委員 32番 坂 井 浩 行 委員
33番 横 山 一 雄 委員 34番 廣 川 哲 也 委員

欠席委員 2名

12番 大 竹 正 信 委員 20番 村 井 善 一 郎 委員

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	清 水 学
経営基盤係副参事	渡 辺 正 美
経営基盤係主任	小 熊 美 栄 子
経営基盤係主任	長谷川 義 隆

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時30分 三條新聞社傍聴)

議長 (野崎会長)

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

(挨拶 略)

これより会議に入ります。

最初に、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、出席32名、欠席2名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。1番、渡邊一英委員、19番、佐藤裕雄委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議第1号の審議に当たり、農業委員会等に関する法律第31条1項の規定に基づき、議事参与の制限により、議長を2番、村山佐喜雄会長代理に交代いたします。よろしくお願いいたします。

(会長 野崎文夫委員退席、会長代理 村山佐喜雄委員議長席に着く)

議長 (村山会長代理)

よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

なお、6番、野崎文夫委員、10番、眞野薫委員、17番、捧譽委員、21番、阿部新一郎委員、23番、田邊稔委員、24番、阿部銀次郎委員、25番、清野秀作委員、27番、内山敏雄委員、以上の委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いします。

(午前9時37分 6番野崎文夫委員、10番眞野 薫委員、17番捧 譽委員、
21番阿部新一郎委員、23番田邊 稔委員、24番阿部銀次郎委員、
25番清野秀作委員、27番内山敏雄委員退席)

議長（村山会長代理）

それでは、事務局、説明をお願いします。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明をいたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきましてご説明を申し上げます。2ページをご覧ください。今月の申請は7件で、合計面積1万7,006.61㎡であります。

なお、いずれも先ほど開催されました農地銀行運営委員会であっせん委員よりご報告をいただいた案件であります。

1ページにお戻りをお願いいたします。348番は、鶴田地内の農地1筆、1,937㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

349番は、須戸新田地内の農地2筆、991㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

350番は、井栗地内ほかの農地計5筆、2,701.61㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

351番は、福島新田地内の農地1筆、4,999㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

352番は、井栗地内の農地3筆、4,356㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

2ページをお願いいたします。353番は、下保内地内の農地2筆、1,507㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

354番は、下保内地内の農地2筆、515㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきましてご説明を申し上げます。

54ページをご覧ください。今月の申請は、新規設定62件、面積32万7,328.18㎡、再設定92件、面積46万1,521.29㎡、合計では154件、面積78万8,849.47㎡であります。

それでは、戻りまして、3ページの355番から順にご説明をいたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

355番から15ページの394番までの40件は相対で、それぞれ新規に利用権設定するものであります。

355番は、栄荻島地内ほかの農地計2筆、4,358㎡。

356番は、石上2丁目地内の農地3筆、2,356㎡。

357番は、塚野目地内ほかの農地計5筆、5,965㎡。

358番は、大宮新田地内の農地2筆、4,046㎡。

4ページをお願いいたします。359番は、柳川新田地内の農地3筆、2,726㎡。

360番は、柳川新田地内の農地3筆、6,049㎡。

361番は、代官島地内ほかの農地計14筆、3,849㎡。

362番は、落合地内の農地6筆、3,795㎡です。

363番は、大沢地内の農地5筆、1万1,498㎡。

364番は、大沢地内の農地5筆、7,500㎡。

6ページをお願いいたします。365番は、葎谷地内の農地4筆、5,049㎡。

366番は、笠堀地内の農地4筆、8,211㎡。

367番は、下保内地内の農地4筆、2,336㎡。

368番は、大宮新田地内の農地5筆、4,043㎡。

369番は、大宮新田地内の農地1筆、2,023㎡。

370番は、矢田地内の農地1筆、3,578㎡。

371番は、矢田地内ほかの農地計23筆、1万3,804.87㎡。

372番は、鶴田地内の農地5筆、8,144㎡。

373番は、曲淵2丁目地内ほかの農地計10筆、6,628㎡。

374番は、曲淵2丁目地内の農地1筆、965㎡。

375番は、曲淵3丁目地内の農地5筆、4,694㎡。

376番は、曲淵3丁目地内の農地3筆、2,988㎡。

10ページをお願いいたします。377番は、曲淵3丁目地内の農地3筆、2,288㎡。

378番は、塚野目地内ほかの農地計9筆、6,908㎡。

379番は、鶴田1丁目地内ほかの農地計10筆、8,078㎡。

380番は、北入蔵2丁目地内の農地2筆、1,943㎡。

381番は、大宮新田地内の農地5筆、6,474㎡。

382番は、須戸新田地内の農地5筆、4,175㎡。

12ページをお願いいたします。383番は、須戸新田地内の農地2筆、4,046㎡。

384番は、柳川新田地内の農地6筆、5,475㎡。

385番は、北潟地内の農地1筆、4,824㎡。

386番は、帯織地内ほかの農地計6筆、1万5,679㎡。

387番は、中曽根新田地内の農地1筆、3,299㎡。

388番は、九之曾根地内の農地1筆、241㎡。

389番は、福岡地内ほかの農地計8筆、4,039㎡。

390番は、福岡地内ほかの農地計9筆、4,702㎡。

391番は、福岡地内ほかの農地計9筆、5,935㎡。

392番は、北五百川地内の農地3筆、4,954㎡。

393番は、東裏館3丁目地内ほかの農地計4筆、4,458㎡。

394番は、新光町地内の農地1筆、1,009㎡。

以上、40件は相対で、新規にそれぞれ利用権を設定するものであります。

次の395番から24ページの416番までの22件、合計面積12万4,195.31㎡は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規に利用権を設定するものであります。

それでは、395番から順にご説明をいたします。395番は、如法寺地内の農地1筆、373㎡。

16ページをお願いいたします。396番は、如法寺地内の農地1筆、164㎡。

397番は、上保内地内ほかの農地計13筆、5,524.61㎡。

398番は、下保内地内の農地6筆、4,024㎡。

399番は、鬼木新田地内の農地3筆、413㎡。

400番は、鬼木新田地内の農地5筆、2,033㎡。

18ページをお願いいたします。401番は、鬼木新田地内の農地32筆、5,814.70㎡。

402番は、鬼木新田地内の農地5筆、4,771㎡。

403番は、鬼木新田地内の農地9筆、1万1,987㎡。

20ページをお願いいたします。404番は、鬼木新田地内の農地10筆、6,992㎡。

405番は、鬼木新田地内の農地3筆、6,364㎡。

406番は、鬼木新田地内の農地9筆、1万5,317㎡。

407番は、鬼木新田地内の農地12筆、1,584㎡。

408番は、鬼木新田地内の農地3筆、3,628㎡。

22ページをお願いいたします。409番は、鬼木新田地内の農地2筆、6,348㎡。

410番は、鬼木新田地内の農地4筆、5,563㎡。

411番は、鬼木新田地内の農地6筆、5,315㎡。

412番は、鬼木新田地内の農地5筆、2,642㎡。

413番は、笹岡地内の農地5筆、1万998㎡。

414番は、笹岡地内の農地3筆、4,714㎡。

24ページをお願いいたします。415番は、飯田地内の農地5筆、8,012㎡。

416番は、新屋地内の農地10筆、1万4,614㎡。

以上、22件は新潟県農林公社が新規に利用権を設定するものであります。

次の417番から54ページの508番までの92件につきましては再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（村山会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果を報告願います。

第2調査部会長代理は、私の隣に着席をお願いします。

19番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長代理（19番佐藤裕雄委員）

じゃ、改めておはようございます。それでは、第2調査部会の調査結果について報告いたします。

第2調査部会では、12月22日午前9時から厚生福社会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、村山会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時2分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転7件、新規設定62件、再設定92件、合計件数161件、面積80万5,856.08㎡で、書類審査及び事務局からの詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権を設定する案件以外の139件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また新潟県農林公社が利用権設定をする22件につきましてもいずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（村山会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長代理の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（村山会長代理）

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席をお願いします。

（午前9時56分 6番野崎文夫委員、10番眞野 薫委員、17番捧 譽委員、
21番阿部新一郎委員、23番田邊 稔委員、24番阿部銀次郎委員、
25番清野秀作委員、27番内山敏雄委員着席）

議長（村山会長代理）

退席された委員に報告します。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、承認することに決しました。

それでは、議長を交代いたします。ありがとうございました。

（会長代理 村山佐喜雄委員退席、会長 野崎文夫委員議長席に着く）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

なお、21番、阿部新一郎委員、24番、阿部銀次郎委員、以上の委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

（午前9時58分 21番阿部新一郎委員、24番阿部銀次郎委員退席）

議長（野崎会長）

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』をご説明いたします。

55ページをご覧ください。三条市長からの諮問書の写しでございます。

56ページには、議第2号の参考といたしまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条を添付させていただきました。

本議案は、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』でご審議をいただきました公益社団法人新潟県農林公社が農地中間管理事業により新規に利用権を設定する農用地12万4,195.31㎡の利用配分計画（案）でございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づき、三条市が作成する農用地利用配分計画（案）について、同法第19条第3項の規定により、当農業委員会の意見を求められているものでございます。

なお、議第2号参考といたしまして、本年10月13日現在の借り受け希望者リストを送付させていただきましたが、議案61ページの7番の借り受け人ほか1名の方については、10月13日現在の借り受け希望者リストには掲載されておりませんが、今後予定しております臨時募集に応募され、配分計画の県公告予定日の平成30年2月27日までに掲載される予定となっております。

それでは、配分計画（案）についてご説明をいたします。57ページをご覧ください。一番左側の番号欄の括弧内に記載しております番号は、先ほどご審議をいただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。なお、借り受け人、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料、受け人の状況につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番は、議第1号の395番及び396番におきまして、新潟県農林公社が利用権を設定する如法寺地内の農地2筆、537㎡を記載の借り受け人に新規に貸し付けをしたいとするものでございます。

2番は、397番、上保内地内ほかの農地計13筆、5,524.61㎡。

3番は、398番、下保内地内の農地6筆、4,024㎡。

4番は、399番、400番、401番、402番、403番、404番、405番、

406番、407番、408番、409番、410番、411番、412番の鬼木新田地内の農地104筆、7万5,771.70㎡。

60ページお願いいたします。5番は、413番及び414番、笹岡地内の農地8筆、1万5,712㎡。

6番は、415番、飯田地内の農地5筆、8,012㎡。

7番は、416番、新屋地内の農地4筆、3,980㎡。

8番は、同じく416番、新屋地内の農地2筆、4,187㎡。

9番は、同じく416番、新屋地内の農地2筆、2,929㎡。

10番は、同じく416番、新屋地内の農地2筆、3,518㎡。

以上10件は、それぞれ記載の借り受け人に新規に貸し付けをしたいとさせていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告をお願いします。

19番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長代理（19番佐藤裕雄委員）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、合計件数10件、面積12万4,195.31㎡で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、全件異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長代理の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認めることで答申いたします。

退席委員の着席をお願いします。

（午前10時05分 21番阿部新一郎委員、24番阿部銀次郎委員着席）

議長（野崎会長）

退席された委員に報告をします。

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地の利用の効

率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認めることで答申することに決しました。

第2調査部会長代理は、自席へお戻りください。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

63ページをご覧ください。今月の申請は8件で、合計面積9,936㎡であります。

62ページにお戻りをお願いいたします。50番は、西鱒田地内の農地1筆、1,028㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

51番は、金子新田地内の農地1筆、340㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

52番は、若宮新田地内の農地7筆、4,284㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

53番は、帯織地内の農地1筆、23㎡を譲り受け人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

54番は、鶴田地内の農地1筆、1,993㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、贈与で取得するものであります。

55番は、西中地内の農地2筆、1,455㎡を譲り受け人の要望により、贈与で取得するものであります。

56番は、袋地内の農地1筆、528㎡を同一世帯内において譲り受け人が贈与により取得するものであります。

57番は、尾崎地内の農地1筆、285㎡を譲り受け人の要望により、贈与により取得するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

第2調査部会長は、村山代理の隣に着席願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

おはようございます。それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの4件、贈与によるもの4件、合計件数8件、面積9,936㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』ご説明いたします。

64ページをご覧ください。今月の申請は2件で、合計面積509㎡であります。

14番は、直江町3丁目地内の農地3筆、179㎡を売買により取得し、南側既存宅地172.11㎡と一体利用し、住宅1棟、カーポート1棟及び車庫1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円でございます。場所につきましては、国道8号直江町3丁目交差点北西350m付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては議第5号の67番で農地法第5条の許可申請がなされております。

15番は、西鱈田地内の農地1筆、330㎡を贈与により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、鱈田保育所南側100m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては議第5号の68番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

議第4号『事業計画変更申請について』は、合計件数2件、面積509㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

66ページをご覧願います。今月の申請は5件で、合計面積3,191㎡であります。

65ページにお戻りをお願いいたします。67番、68番は、先ほどご審議をいただきました議第4号『事業計画変更申請について』の14番、15番でご説明させていただいた内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

69番は、南四日町4丁目地内の農地1筆、1,024㎡を売買により取得し、駐車場42台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇円でございます。場所につきましては、嵐南公民館南西200m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

66ページをお願いいたします。70番は、上須頃地内の農地2筆、690㎡を使用貸借権の設定により、排水路及び資材置き場の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、燕三条地場産業振興センター南東250m付近で、都市計画用途地域の商業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

71番は、猪子場新田地内の農地2筆、968㎡を売買により取得し、北側既存宅地5,480.73㎡と一体利用し、貸し事務所敷地の拡張を行い、駐車場36台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円であります。場所につきましては、国道8号一ツ屋敷交差点北東400m付近で、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果報告を願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数5件、面積3,191㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

第2調査部会長は、自席へお戻りください。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『平成30年度農作業賃金・機械作業料金について』を議題といたします。

この案件につきましては、今までも総会に上程させていただいて、農政対策部会に付託を申し上げ、議論していただいた経緯があります。今回も農政対策部会に付託をしたらいかがとご提案申し上げますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めますが、この農作業賃金あるいは機械作業賃金についていろいろ話題が出ているわけですので、各委員の皆さんから何かご提案が、

意見がございましたら、それを参考にして、また農政対策部会に諮問していきたいと思
いますので、どうかご意見お願いしたいと思います。

大桃委員。

9 番（大桃伸之委員）

9 番、大桃です。今ほど作業委託について、農政対策部会のほうにお願いしたところ
ですが、毎年同じようなことを言ったりとか、あるいはふいに思ったことをちょっと発
言させてもらいます。

税金のことなんですが、平成31年秋からたしか消費税が10%になるかと思
います。今までは税込み額が表示されているかと思うんですが、作業料金の料金設定を税別表示
と税込み表示、両方表示していただければと思っております。

理由としては、平成31年のたしか10月、秋ごろから10%になるのに合わせて、
4月の段階では8%、10月の段階では10%になるかと思
います。10月になれば、ほとんどの作業が終わっているのかもしれませんが、まれにまだ畑作業等もあるのかも
しれませんし、4月の税申告のときには簡易簿記、簡易消費税計算をする方はまだいい
のかもしれませんが、それじゃないほうの消費税、細かい消費税計算をされている方は、
その秋に段階で10%に合わせた計算方式をしなければいけないのかと思
います。

あわせて、来年の作業委託の更新のときに、試験的になるのかわかりませんが、農家
の反応、様子を見ることも含めて、税別額、税込み額、両方提示していただければ、
31年にはスムーズに移行できるのではないかと考えております。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

廣川委員。

34 番（廣川哲也委員）

34 番、廣川です。今意見を申し上げろということですので、申し上げさせ
ていただきますけれども、私としては広く貸し手、借り手の双方の意見を十分に聴取し
た上で、農対でもんで決定をしていただきたいと思います。

お願いするほうは、できるだけ安くしてもらいたいということでしょうし、受けるほ
うはそこそこ経営に見合った額はもらいたいということになろうかと思
いますので、やはり双方の意見をよく収集して農対で議論していただきたい。

私とすれば、意見を申し上げれば、全体として作業料金を引き下げる方向で検討して
もらいたい。理由につきましては、昨今機械、大型化しておりまして、私も了承して
おりますが、それ以上に作業能力が上がっているのではないかなという感じを持ってお
りますし、作業料金が下がればその分作業委託に出して、その他の部分を自分で作業を
して農業を続けていけるという方も大勢いらっしゃるようですので、このままなかなか
委託にというのは、作業を委託できるような金額でないと、この際、じゃいっそのこと
任せてしまえというということで農業者の人口の減少にもつながるのではないかなとい
う懸念がありますのでその点、繰り返しになりますが、双方の意見をよく集約した上で

決定していただきたいなというふうに要望いたします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

ほかにごいませんか。

無いようですので、今兩名から意見をいただいたわけでございます。それを参考にし、また農対でそのような形で諮問していただければと思っているわけでございますので、どうか農政対策部会長初め、部会員の方におかれましてはこの意見を尊重した上で検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略いたします。

議長（野崎会長）

続きまして、報第2号から報第6号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局（清水事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。

ご発言が無いようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月は農政対策部会の開催が予定されております。農政対策部会の開催案内をお願いいたします。

15番、刈屋一夫委員。

農政対策部会長（15番刈屋一夫委員）

農政対策部会では、1月19日午後1時30分から厚生会館第2集会室で部会を開催いたします。関係者委員は出席をお願いいたします。

案件につきましては、ただいま総会で付託をいただきました議第6号『平成30年度農作業賃金・機械作業料金について』等でございます。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

議長（野崎会長）

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第1調査部会長代理、1番、渡邊一英委員。

第1調査部会長代理（1番渡邊一英委員）

来月は、第1調査部会の当番でございます。1月24日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催しますので、関係委員の出席をお願いします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は31日午前9時半開会を予定しております。

なお、総会終了後、午後6時から〇〇〇〇におきまして新年会を開催しますので、ご出席お願いいたします。

以上、長時間にわたってご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時25分 閉会

会議の・末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 1 番）

議事録署名委員（ 1 9 番）
